

船員部会運営規則（案）

(趣旨)

第一条 交通政策審議会令第七条第一項の規定に基づき海事分科会に設置する船員部会の議事の手続その他船員部会の運営に関し必要な事項は、この規則に定めるところによる。

(定義)

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 委員 交通政策審議会令第二条第一項に規定する委員をいう。
- 二 臨時委員 交通政策審議会令第二条第二項に規定する臨時委員をいう。

(組織)

第三条 船員部会は、委員、使用者を代表する臨時委員、労働者を代表する臨時委員及び公益を代表する臨時委員で構成する。

- 2 船員部に属する臨時委員のうち、議事に関係のある臨時委員（以下「関係臨時委員」という。）については、使用者を代表する者及び労働者を代表する者の数は各同数とする。

(部会長)

第四条 船員部に、部会長を置き、船員部に属する委員のうちから互選により選任する。

- 2 部会長に事故があるときは、船員部に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議の招集)

第五条 船員部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、船員部会を招集しようとするときは、緊急やむを得ないときのほかは、少なくとも五日前までに、付議事項、日時及び場所を委員及び関係臨時委員（以下「委員等」という。）に通知する。

第六条 委員等は、会議に出席することができないときは、あらかじめその旨を部会長に通知しなければならない。

(議長)

第七条 部会長は、議長となり、船員部会の議事を運営する。

(委員等以外の者の出席)

第八条 部会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、船員部会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(議事録)

第九条 船員部会の議事については、議事録を作成するものとする。

(議事)

第十条 船員部会は、使用者を代表する関係臨時委員、労働者を代表する関係臨時委員並びに委員及び公益を代表する関係臨時委員各一人以上を含む委員等の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 船員部会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 船員部会の委員等は、自己に直接利害関係がある事項については、その議決に加わることができない。
- 4 委員等が当該事項について直接利害関係があるかどうかは、船員部会の決定するところによる。当該委員等は、この議決に加わることができない。

(議事の公開)

第十一条 船員部会の会議及び議事録は、原則として公開する。ただし、公開することにより当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合は、部会長は、会議又は議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

(最低賃金専門部会の設置等)

第十二条 船員部会に、最低賃金法第三十七条第二項の規定に基づき、最低賃金の決定又は改正の決定の審議に必要な数の最低賃金専門部会を置く。

- 2 船員部会に、その決議により最低賃金法第三十七条第一項の規定に基づく最低賃金専門部会を置くことができる。
- 3 最低賃金専門部会は、関係使用者を代表する臨時委員、関係船員を代表する臨時委員並びに委員及び公益を代表する臨時委員各同数をもって組織する。
- 4 前項に規定する委員及び臨時委員の総数は九名以内とする。
- 5 最低賃金専門部会に属すべき委員及び臨時委員は、船員部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長が指名する。
- 6 最低賃金専門部会に専門部会長を置き、当該専門部会に属する委員及び公益を代表する臨時委員のうちから選任する。
- 7 専門部会長に事故があるときは、当該専門部会に属する委員及び公益を代表する臨時委員のうちから専門部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

第十三条 第五条第一項、第六条から第九条まで、第十条第一項及び第二項並びに第十一条の規定は、最低賃金専門部会について準用する。

(小委員会の設置)

第十四条 船員部会は、特定の事案を調査審議させるため、必要があると認めるときは、

小委員会を設けることができる。

第十五条 第五条第一項、第六条から第九条まで、第十条第一項及び第二項、第十一条並びに第十二条第五項から第七項までの規定は、小委員会について準用する。

(雑則)

第十六条 船員部会の庶務は、海事局海事人材政策課において処理する。

第十七条 この規則に定めるもののほか、船員部会の議事の手続その他運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成二十年十月二十日から施行する。